

ケアハウスひまわり園運営規程

ケアハウスひまわり園

ケアハウスひまわり園運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人虹の会が設置経営するケアハウスひまわり園（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

（管理運営方針）

第2条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が安らかに、明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

（運営懇談会）

第3条 施設は、入居者の施設利用に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見の交換の場として、別に定めるところに従い、運営懇談会を設ける。

（入居者の定員）

第4条 施設の入居者定員は15名とする。

（利用者の資格）

第5条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする

- (1) 原則として60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。

- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族による援助を受けることが困難者
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、且つ問題行動を伴わないで共同生活に適応できる者。
- (4) 各種在宅保健福祉サービスを利用することにより、介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(利用料等)

第6条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

- (1) 入居者は利用料として添付の別表に定める月額利用料を、当月分として、毎月20日までに施設の指定する方法で支払うものとする。
- (2) 入居又は退居に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算する。
- (3) 利用料の支払い方法は、自動引き落とし、振込みのいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。
- (4) 事務費の減額を希望する場合は、入居時及び翌年度以降毎年1回、入居者自身の収入等に関する挙証書類を添付し、施設長に対して申請するものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分)

第7条 施設には次の職員をおく。

- | | | |
|-----|-------|----|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職員 | 2名 |
| (4) | 事務員 | 2名 |
| (5) | 管理栄養士 | 1名 |

(職務)

第8条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

2. 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
3. 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
4. 介護職員は、入居者の援助並びに清掃を行う。

第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

第9条 施設への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。

2. 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第10条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2. 前項の調査は、生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康状態を把握するものとする。
3. 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第11条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出し、契約を取り交わすものとする。

- (1) 入居契約書
- (2) 住民票
- (3) 収入状況が確認できる書類
- (4) 健康診断書
- (5) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用者台帳の整備)

第 12 条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退 居)

第 13 条 入居者は退居しようとするときは、退居届を提出しなければならない。

(死 亡)

第 14 条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第 15 条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 不正又はいつわりの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 事務費の減額の申請にあたって、虚偽の届け出を行なったとき。
- (4) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (5) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をきたす恐れがあると認められたとき。
- (6) 前各項のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第 16 条 施設長は入居者が次の各号の一に該当するときは、双方協議のうえ居室の変更をすることができるものとする。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) その他、施設長が必要と認めるとき。

(処遇上の基本原則)

第 17 条 入居者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談、助言)

第 18 条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第 19 条 入居者に対して毎日高齢者に適した食事を 3 食提供するものとする。ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、管理栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

3. 食事の時間は次の通りとする。

(1) 朝食 7時30分～ 8時15分

(2) 昼食 11時30分～ 12時15分

(3) 夕食 17時30分～ 18時15分

(入浴)

第20条 3階浴室の入浴は隔日以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2. 原則として、個人の入浴介助は行わないこととする。

(緊急時の対応)

第21条 入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでも緊急コール等で職員の対応を求めることができる。

2. 夜間は職員不在の為、ナースコール時のみ、特養職員の対応とする。

3. 職員は緊急コール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。

4. 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(協力医療機関等)

第22条 施設は、入居者の病状の急変に備えるため、予め協力医療機関を定めておかななくてはなら

ない。渋藤医院とする。

2. 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。かわい歯科医院とする。

(生活援助)

第 23 条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2. 入居者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、また病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(自主活動への協力)

第 24 条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができる。

2. 前項の場合、必要な実費は参加者の負担とする。
3. 第 1 項に対して、施設職員は自主活動の趣旨をそこなわない範囲で助言や援助を行うものとする。

(保健衛生)

第 25 条 入居者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2. 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
3. 入居者に対し随時、保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第4章 利用者の規律

(入居者の心得)

第26条 施設長は、入居者が守るべき心得等を記載した「ご利用のしおり」を配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(入居者心得の遵守)

第27条 施設長は施設の円滑な運営を図るため「ご利用のしおり」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

(外出及び外泊)

第28条 入居者は外出又は外泊しようとするときは、外出届け又は外泊届けに所要事項を記入し届け出るものとする。

(来訪者)

第29条 入居者は来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

2. 来訪者が居室等に宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第 30 条 入居者は常時自らの健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第 31 条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 32 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速みやかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第 33 条 入居者は相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を尊重するものとする。

(居室内の工作)

第 34 条 入居者は施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第 35 条 入居者は次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認

を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第 36 条 入居者は居室又は敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

2. 前項の動物を飼育しようとするときは、施設長の許可を得なければならない。

(政治、宗教活動の禁止)

第 37 条 入居者は施設内の専用居室以外の場での政治的活動又は宗教的活動をしてはならない。

(損害賠償)

第 38 条 入居者は故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

第 5 章 非常災害対策

(災害・非常時への対応)

第39条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

2. 職員は常に災害防止と入所者の安全確保に努めなければならない。
3. 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に（年2回以上）避難・救出その他必要な研修及び訓練を行なうものとする。
4. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
5. 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定するものとする。

（防火管理者）

第40条 施設長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

2. 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - （1） 消防計画の作成に関すること。
 - （2） 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
 - （3） 消防用設備等の点検整備に関すること。
 - （4） 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
 - （5） その他防火管理上必要な業務に関すること。

（火気取締り責任者）

第41条 施設内に火気取締り責任者を置く。

2. 火気取締り責任者は、防火管理者の指示に従い、必要な業務を行う。

(非常災害対策)

第42条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第43条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

(夜間の管理)

第44条 夜間17時30分から朝8時までは玄関を施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申し出があった時は臨機に対応するものとする。

第6章 雑 則

(利用者留意事項)

第45条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める利用者留意事項を利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(面会)

第 46 条 入居者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付けの台帳にその氏名及び必要事項を記載するものとする。

2. 宿泊する場合には、事前に届出を提出し、承諾を受けなければならない。
3. 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(施設内の禁止行為)

第47条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 火気類は持ち込みを禁止する。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第48条 施設職員及び退職者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(衛生管理)

第49条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。
- (2) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
- (4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
- (5) 特にインフルエンザ、コロナウィルス対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2. 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第450 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テ

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第51条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事後の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者は管理者とする。
2. 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
 3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする

4. 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第52条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告することとする。

(重要事項の掲示)

第53条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(虐待の防止)

第54

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等

関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第55条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(地域社会との連携)

第56条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(体験入居)

第57条 事前に予約を行えば、体験入居は可能とする。但し、第5条入居者の資格に該当した者に限る。

第58条 この規定を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人虹の会理事長の決裁を

経るものとする

附 則

この規定は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 19 年 12 月 20 日より一部改正施行する。

この規定は平成 20 年 12 月 18 日より一部改正施行する。

この規定は平成 25 年 2 月 1 日より一部改正施行する。

この規定は平成 26 年 2 月 27 日より一部改正施行する。

この規定は平成 26 年 5 月 29 日より一部改正施行する。

この規定は平成 27 年 2 月 19 日より一部改正施行する。

この規定は令和 3 年 10 月 1 日より一部改正施行する。

この規定は令和 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。